

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月30日

【会社名】 株式会社ムゲンエスレート

【英訳名】 MUGEN ESTATE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤田 進一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町三丁目19番3号

【電話番号】 03-5623-7442（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 吉岡 隆夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町三丁目19番3号

【電話番号】 03-5623-7442（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 吉岡 隆夫

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	2,150,500,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	345,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	448,500,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年5月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,300,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成26年5月29日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し690,000株(引受人の買取引受による売出し300,000株・オーバーアロットメントによる売出し390,000株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項及び「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況、6 コーポレート・ガバナンスの状況等」及び「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」並びに「第三部 特別情報 第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表 注記事項」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
- 4．当社指定販売先への売付け（親引け）について

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (2) 新株予約権等の状況
 - (7) ストックオプション制度の内容
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (1) コーポレート・ガバナンスの状況
役員報酬の内容

第5 経理の状況

- 1 連結財務諸表等
 - (1) 連結財務諸表
注記事項
(ストック・オプション等関係)

第三部 特別情報

第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表

- 注記事項
(ストック・オプション等関係)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	2,300,000(注)2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成26年5月15日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成26年5月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成26年5月15日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式390,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	2,300,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成26年5月15日開催の取締役会決議によっております。
2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 上記とは別に、平成26年5月15日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式390,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成26年6月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成26年5月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	2,300,000	2,346,000,000	1,269,600,000
計(総発行株式)	2,300,000	2,346,000,000	1,269,600,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成26年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年6月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は2,760,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成26年6月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成26年5月29日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(935円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売却価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	2,300,000	2,150,500,000	1,216,700,000
計(総発行株式)	2,300,000	2,150,500,000	1,216,700,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成26年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成26年6月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 仮条件(1,100円~1,200円)の平均価格(1,150円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は2,645,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成26年 6月10日(火) 至 平成26年 6月13日(金)	未定 (注) 4	平成26年 6月17日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成26年 5月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年 6月 9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成26年 5月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成26年 6月 9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成26年 5月15日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成26年 6月 9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成26年 6月18日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 申込み在先立ち、平成26年 6月 2日から平成26年 6月 6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	935	未定 (注) 3	100	自 平成26年 6月10日(火) 至 平成26年 6月13日(金)	未定 (注) 4	平成26年 6月17日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,100円以上1,200円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成26年6月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

社歴が長いことや、営業マンが仕入れから販売までを一貫して担当するビジネスモデルや仲介業者とのネットワークが構築されているなど他社との差別化ができていること。

今後、中古マンション市場の拡大が見込まれること。

不動産市況変動の影響を受けやすいこと。

以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,100円から1,200円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(935円)及び平成26年6月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成26年5月15日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成26年6月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 株式受渡期日は、平成26年6月18日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 申込み在先は、平成26年6月2日から平成26年6月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 引受価額が会社法上の払込金額(935円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成26年6月17日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪府中央区本町二丁目6番11号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
計		2,300,000	

- (注) 1. 平成26年5月29日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成26年6月9日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	1,520,000	1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込 金として、平成26年 6月17日までに払込 取扱場所へ引受価額 と同額を払込むこと といたします。 3. 引受手数料は支払わ れません。ただし、 発行価格と引受価額 との差額の総額は引 受人の手取金となり ます。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	182,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	104,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	104,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	78,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	52,000	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	52,000	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	52,000	
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号	26,000	
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号	26,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	26,000	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	26,000	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	26,000	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	26,000	
計		2,300,000	

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成26年6月9日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,539,200,000	22,000,000	2,517,200,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)を基礎として算出した見込額であります。

- 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,433,400,000	22,000,000	2,411,400,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,100円～1,200円)の平均価格(1,150円)を基礎として算出した見込額であります。

- 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額2,517,200千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限428,560千円と合わせて、賃貸用不動産の取得資金の一部として平成26年12月期の第3四半期を目処に200,000千円を充当し、残額を平成26年12月末までに、不動産売買事業における運転資金(販売用不動産の仕入資金)の一部に充当する予定であります。

販売用不動産の仕入資金については、主に金融機関からの借入れにより賄っておりますが、増資資金を充当することにより財務体質の改善と機動的な物件取得を図る方針であります。増資資金の充当期等につきましては、機動的な物件取得に活用するという目的から特定の時期や物件の内容をあらかじめ明示することはできませんが、平成26年12月期中に投資用不動産等の仕入資金に充当する方針であります。

なお、増資資金については、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(訂正後)

上記の手取概算額2,411,400千円については、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限410,620千円と合わせて、賃貸用不動産の取得資金の一部として平成26年12月期の第3四半期を目処に200,000千円を充当し、残額を平成26年12月末までに、不動産売買事業における運転資金(販売用不動産の仕入資金)の一部に充当する予定であります。

販売用不動産の仕入資金については、主に金融機関からの借入れにより賄っておりますが、増資資金を充当することにより財務体質の改善と機動的な物件取得を図る方針であります。増資資金の充当期等につきましては、機動的な物件取得に活用するという目的から特定の時期や物件の内容をあらかじめ明示することはできませんが、平成26年12月期中に投資用不動産等の仕入資金に充当する方針であります。

なお、増資資金については、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

平成26年6月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	300,000	360,000,000	東京都港区 藤田 進 150,000株 東京都港区 藤田 百合子 100,000株 東京都港区 藤田 進一 50,000株
計(総売出株式)	-	300,000	360,000,000	-

- （注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2．「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,200円)で算出した見込額であります。
- 4．売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3．に記載した振替機関と同一であります。
- 6．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成26年6月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	300,000	345,000,000	東京都港区 藤田 進 150,000株 東京都港区 藤田 百合子 100,000株 東京都港区 藤田 進一 50,000株
計(総売出株式)	-	300,000	345,000,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件(1,100円~1,200円)の平均価格(1,150円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称	
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	
普通株式	ブックビルディング 方式	390,000	468,000,000	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 390,000株
計(総売出株式)	-	390,000	468,000,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式390,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,200円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称	
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	
普通株式	ブックビルディング 方式	390,000	448,500,000	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 390,000株
計(総売出株式)	-	390,000	448,500,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式390,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,100円~1,200円)の平均価格(1,150円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である藤田進(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式 390,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 390,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	平成26年7月16日(水)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成26年5月29日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。
2. 割当価格は、平成26年6月9日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である藤田進(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式 390,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 390,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき935円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成26年7月16日(水)

- (注) 割当価格は、平成26年6月9日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

4．当社指定販売先への売付け（親引け）について

（訂正前）

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち130,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

(訂正後)

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち130,000株を上限として売付けることを引受人に要請しております。

当社が主幹事会社に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け予定先の概要

名称	ムゲングループ社員持株会	
本店所在地	東京都中央区日本橋浜町三丁目19番3号	
代表者の役職・氏名	理事長 平塚卓志	
当社との関係	資本関係	親引け予定先が保有している当社の株式の数：0株
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 親引け予定先の選定理由

当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会を親引け予定先として選定しました。

(3) 親引けしようとする株券等の数

130,000株を上限として、公募増資等の価格等とあわせて平成26年6月9日に決定する予定であります。

(4) 親引け先の株券等の保有方針

長期的に保有する方針であります。

(5) 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金について、当社従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

(6) 親引け予定先の実態

当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

(7) 親引けに係る株券等の譲渡制限

日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として、上場日（株式受渡期日。当日を含む）後180日目（平成26年12月14日）までの期間（以下、「本確約期間」という。）継続して所有すること等の確約を書面により取り付けます。本確約期間終了後には売却等が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。主幹事会社は本確約期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

(8) 発行条件に関する事項

発行条件は、仮条件等における需要状況等を勘案した上で決定する募集株式発行等の発行条件と同一とすることから、親引け予定先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

(9) 親引け後の大株主の状況

現在の大株主の状況

藤田進	4,380,000株
藤田進一	1,570,000株
藤田百合子	600,000株
藤田由香	400,000株
庄田桂二	350,000株
庄田優子	350,000株
依田満	175,000株（15,000株）
大久保明	100,000株（5,000株）
園光昭	100,000株
岸英美	50,000株
小澤昇	50,000株

公募による新株式発行、株式売出し及び親引け実施後の大株主の状況

藤田進	4,230,000株
藤田進一	1,520,000株
藤田百合子	500,000株
藤田由香	400,000株
庄田桂二	350,000株
庄田優子	350,000株
依田満	175,000株（15,000株）
ムゲングループ社員持株会	130,000株
大久保明	100,000株（5,000株）
園光昭	100,000株

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出し、シンジケートカバー取引及び第三者割当増資分（最大390,000株）は考慮しておりません。
2. 親引け予定株式数は上限である130,000株として算定しており、公募増資等の価格等の決定日（平成26年6月9日）において変更される可能性があります。
3. ()内は、大株主が所有する新株予約権による潜在株式数であり、外数であります。

(10) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(11) その他参考となる事項

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

平成19年8月21日開催の臨時株主総会により会社法に基づいて発行した新株予約権は以下のとおりです。

区分	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	144(注1)	144(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144(注1)	72,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000(注2)	140(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日～ 平成29年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて対象者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡することはできない。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 平成26年3月26日をもって、株式1株を500株に分割しており、平成26年4月30日現在、新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割(株式無償割り当てを含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、一般的に公正妥当とされる時価を下回る払込金額で、当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式を処分した場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(訂正後)

平成19年8月21日開催の臨時株主総会により会社法に基づいて発行した新株予約権は以下のとおりです。

区分	最近事業年度末現在 (平成25年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年4月30日)
新株予約権の数(個)	144(注1)	144(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144(注1)	72,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000(注2)	140(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日～ 平成29年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,000 資本組入額 35,000	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて対象者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 平成26年3月26日をもって、株式1株を500株に分割しており、平成26年4月30日現在、新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割(株式無償割り当てを含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、一般的に公正妥当とされる時価を下回る払込金額で、当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式を処分した場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権は、当社株式が証券取引所に上場された後、半年経過した場合に限り、行使することができる。但し、新株予約権を行使することにより、行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数(但し、かかる方法により計算した株式数が、1単元の株式数又はその整数倍に満たない場合は、1円未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍に切り上げた数とする。1個又は1株未満の端数が生じた場合も、これを切り上げるものとする。)を上回らないことを条件とする。

当社株式の上場日の後、半年以降1年半まで $\frac{2}{3}$

当社株式の上場日の後、1年半以降 $\frac{2}{3}$

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(訂正前)

決議年月日	平成19年 8月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役 2名、従業員99名、子会社従業員 9名(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	160,500(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70,000(注3)
新株予約権の行使期間	平成21年 9月 1日～平成29年 7月31日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて対象者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 付与対象者の退職、または当社グループ間での転籍が発生したことにより、平成26年 4月30日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役 4名、従業員20名、子会社従業員 7名となっております。付与対象者の退職等により、平成26年 4月30日現在の新株発行予定数は、72,000株となっております。
2. 平成26年 3月26日をもって、株式 1株を500株に分割しており、平成26年 4月30日現在、新株予約権 1個につき目的となる株式数は、500株であります。
3. 新株予約権発行後、当社が株式分割(株式無償割り当てを含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、一般的に公正妥当とされる時価を下回る払込金額で、当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式を処分した場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(訂正後)

決議年月日	平成19年8月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員99名、子会社従業員9名(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	160,500(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140(注3)
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて対象者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 付与対象者の退職、または当社グループ間での転籍が発生したことにより、平成26年4月30日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役4名、従業員20名、子会社従業員7名となっております。付与対象者の退職等により、平成26年4月30日現在の新株発行予定数は、72,000株となっております。
2. 平成26年3月26日をもって、株式1株を500株に分割しており、平成26年4月30日現在、新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。
3. 新株予約権発行後、当社が株式分割(株式無償割り当てを含む)又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、一般的に公正受当とされる時価を下回る払込金額で、当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式を処分した場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権は、当社株式が証券取引所に上場された後、半年経過した場合に限り、行使することができる。但し、新株予約権を行使することにより、行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の目的たる株式数に次の割合を乗じた数(但し、かかる方法により計算した株式数が、1単元の株式数又はその整数倍に満たない場合は、1単元未満の株式数を切り上げ、単元株式数の整数倍に切り上げた数とする。1個又は1株未満の端数が生じた場合も、これを切り上げるものとする。)を上回らないことを条件とする。
 当社株式の上場日の後、半年以降1年半まで 2分の1
 当社株式の上場日の後、1年半以降 2分の2

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

役員報酬の内容

(訂正前)

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金 引当額	
取締役 (社外取締役を除く)	114,772	98,850			15,922	6
監査役 (社外監査役を除く)						
社外役員	13,400	12,600	—	—	800	4

(訂正後)

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金 引当額	
取締役 (社外取締役を除く)	114,772	98,850			15,922	6
監査役 (社外監査役を除く)						
社外役員	社外取締役	900	900	—	—	1
	社外監査役	12,500	11,700	—	800	3

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【注記事項】

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

(訂正前)

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名 当社従業員及び子会社の従業員29名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 144株
付与日	平成19年8月21日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて対象者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

スtock・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	158
付与(株)	-
失効(株)	14
権利確定(株)	-
未確定残(株)	144
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	-
権利確定(株)	-
権利行使(株)	-
失効(株)	-
未行使残(株)	-

単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年 8月21日
権利行使価格（円）	<u>70,000</u>
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	-

(訂正後)

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名 当社従業員及び子会社の従業員29名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 72,000株
付与日	平成19年8月21日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。</p> <p>新株予約権は、当社株式が証券取引所に上場された後、半年経過した場合に限り、行使することができる。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月26日付株式分割(1株につき500株の分割)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	79,000
付与(株)	-
失効(株)	7,000
権利確定(株)	-
未確定残(株)	72,000
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	-
権利確定(株)	-
権利行使(株)	-
失効(株)	-
未行使残(株)	-

(注) 平成26年3月26日付株式分割(1株につき500株の分割)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
権利行使価格(円)	140
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

(注) 平成26年3月26日付株式分割(1株につき500株の分割)による分割後の価格に換算して記載しております。

当連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

(訂正前)

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4名 当社従業員及び子会社の従業員27名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 144株
付与日	平成19年8月21日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて対象者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	144
付与(株)	-
失効(株)	-
権利確定(株)	-
未確定残(株)	144
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	-
権利確定(株)	-
権利行使(株)	-
失効(株)	-
未行使残(株)	-

単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
権利行使価格(円)	70,000
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

(訂正後)

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4名 当社従業員及び子会社の従業員27名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 72,000株
付与日	平成19年8月21日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。</p> <p>新株予約権は、当社株式が証券取引所に上場された後、半年経過した場合に限り、行使することができる。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月26日付株式分割(1株につき500株の分割)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	72,000
付与(株)	-
失効(株)	-
権利確定(株)	-
未確定残(株)	72,000
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	-
権利確定(株)	-
権利行使(株)	-
失効(株)	-
未行使残(株)	-

(注) 平成26年3月26日付株式分割(1株につき500株の分割)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
権利行使価格(円)	140
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

(注) 平成26年3月26日付株式分割(1株につき500株の分割)による分割後の価格に換算して記載しております。

第三部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

【注記事項】

(ストック・オプション等関係)

第20期(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

(訂正前)

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名、従業員及び子会社の従業員41名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 191株
付与日	平成19年8月21日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて対象者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日

(訂正後)

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名、従業員及び子会社の従業員41名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 191株
付与日	平成19年8月21日
権利確定条件	— 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。 新株予約権は、当社株式が証券取引所に上場された後、半年経過した場合に限り、行使することができる。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日

第21期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

(訂正前)

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名、従業員及び子会社の従業員37名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 168株
付与日	平成19年8月21日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて対象者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日

(訂正後)

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名、従業員及び子会社の従業員37名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 168株
付与日	平成19年8月21日
権利確定条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。</p> <p>新株予約権は、当社株式が証券取引所に上場された後、半年経過した場合に限り、行使することができる。</p> <p>その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日

第22期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

(訂正前)

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名、従業員及び子会社の従業員34名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 158株
付与日	平成19年8月21日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて対象者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日

(訂正後)

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名、従業員及び子会社の従業員34名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 158株
付与日	平成19年8月21日
権利確定条件	— 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員又は従業員、当社子会社等の役員又は従業員の地位にあることを要す。 新株予約権は、当社株式が証券取引所に上場された後、半年経過した場合に限り、行使することができる。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年9月1日～平成29年7月31日